

大阪府がん診療拠点病院指定要件

平成 年 月 日策定
平成 年 2 月 1 日改正
平成 年 4 月 1 日改正
平成 年 1 月 9 日改正
令和元年 9 月 日改正

第 1 大阪府がん診療拠点病院の指定について

- 1 知事は、大阪府がん診療拠点病院等設置要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の規定により大阪府がん診療拠点病院指定要件を定める。
- 2 大阪府がん診療拠点病院は、本指定要件第 2 を満たす医療機関とし、大阪府がん診療拠点病院（肺がん）は、本指定要件第 3 を満たす医療機関とする。

第 2 大阪府がん診療拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

ア 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

- (ア) 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有する（放射線治療については、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有することも可とする。）とともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。
- (イ) 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、大阪府に届け出ること。
- (ウ) 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング（以下「がん患者カウンセリング」という。）を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。
- i (1) のオの (ア) に規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速

かつ適切に緩和する体制を整備すること。

- (エ) 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。
 - i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。
 - ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。
- (オ) 我が国に多いがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。）を整備し、活用状況を把握すること。
- (カ) がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備する等、実効性のある診療体制を整備すること。
- (キ) がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療（自施設で実施している場合）、薬物療法及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月一回以上開催すること。なお、カンサーボードを開催するに当たっては、以下の点に留意すること。
 - i キンサーボードには治療法（手術療法、薬物療法、放射線療法等）となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。
 - ii （ウ）に規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種の参加を必要に応じて求めること。
 - iii キンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。
- (ク) 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。
- (ケ) 思春期と若年成人（Adolescent and Young Adult; AYA）世代（以下「AYA世代」という。）にあるがん患者については治療、就学、

就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。

(コ) 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。

(サ) 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。

(シ) 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。

イ 手術療法の提供体制

(ア) 術中迅速病理診断が可能な体制を確保することが望ましい。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。

(イ) 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。

ウ 放射線治療の提供体制（自施設で実施している場合）

(ア) 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。

(イ) 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。

(ウ) 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。

(エ) 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。

エ 薬物療法の提供体制

(ア) (3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行うこと。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。

(イ) (3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。

(ウ) 薬物療法のレジメン（治療内容をいう。以下同じ。）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必

要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

オ 緩和ケアの提供体制

- (ア) (2) のアの(オ)に規定する医師及び(2) のイの(ウ)に規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。
- (イ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。
- (ウ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、(ア)に規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。
 - i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスは週1回以上の頻度で開催することが望ましい。また、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めること。
 - ii (2) のアの(オ)に規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案することが望ましい。また(2) のアの(オ)に規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。
 - iii (2) のイの(ウ)に規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。
 - iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。
 - v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方を緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。また、国がん拠点病院や地域の医療施設と連携し、さまざまな治療による症状緩和など、患者の症状に応じた緩和ケアを提供する体制を整備

することが望ましい。

- (エ) 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。
なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」は、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であることが望ましい。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備することが望ましい。
- (オ) 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。
- (カ) 院内の医療従事者と（ア）に規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。
 - i （ア）に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。
 - ii （ア）に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。
 - iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたりとともに緩和ケアの提供体制について（ア）に規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース（医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。）を配置することが望ましい。
- (キ) 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。また、院内において広く研修を行うとともに、患者や家族に周知しておくことが望ましい。
- (ク) （ア）から（キ）により、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。入院時においては、緩和ケアの提供がなされる旨の資料を配布すること。
- (ケ) かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が（ア）に

規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。

- (コ) 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院（以下「国がん拠点病院」という。）が実施する緩和ケアに関する地域の医療機関等との連携協力体制の整備に協力すること。

カ 地域連携の推進体制

- (ア) 国がん拠点病院又は地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、国がん拠点病院や厚生労働大臣が指定するがんゲノム医療の拠点病院及び連携病院、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。
- (イ) 国がん拠点病院が行う、患者やその家族に対し地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制の整備に協力すること。
- (ウ) 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
- (エ) 国がん拠点病院が行う医療圏内のがん診療に関する情報集約及び情報提供等に協力すること。国がん拠点病院が運営するがん診療連携協議会やネットワーク協議会に積極的に参画し、がん医療の質の向上を図るための検討会や研修等活動への参画、診療実績等のデータ提供などに取り組むこと。
- (オ) がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携することが望ましい。
- (カ) 国がん拠点病院が行う地域連携クリティカルパス（国がん拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）の整備に協力すること。
- (キ) 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。
- (ク) 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。
- (ケ) 当該医療圏において、国がん拠点病院が、地域の医療機関や在宅

診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を設けることに協力すること。

キ セカンドオピニオンの提示体制

(ア) 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。）を提示する体制を整備すること。

(イ) 患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。

(2) 診療従事者

本要件において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。

ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

(ア) 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

(イ) 放射線診断・治療に関する専門的な知識を有する医師を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力を得られる体制を確保すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(ウ) 専任の専門的な知識及び技能を有する薬物療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

(エ) 身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を(1)のエの(ア)に規定する緩和ケアチームに、1人以上配置すること。また、専任であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を(1)のエの(ア)に規定する緩和ケアチームに、1人以上配置すること。

- (オ) 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。
- イ 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置
 - (ア) 放射線治療を行う場合は、放射線治療に従事する専任の診療放射線技師が1人以上確保されていること。なお、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置することが望ましい。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
 - (イ) 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

(3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。また、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
 - (ウ) (1) のエの(ア)に規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。また、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。

(1) のエの(ア)に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該医療心理に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。
 - (エ) 自施設で病理診断を行う場合は、細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
- ウ その他
 - (ア) がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、

各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置することが望ましい。

- (イ) 大阪府がん診療拠点病院の長は、当該病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数（放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

ア 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

- (ア) 放射線治療を行う場合は、放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。
- (イ) 外来化学療法室を設置すること。
- (ウ) 集中治療室を設置することが望ましい。
- (エ) 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。
- (オ) 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置することが望ましい。
- (カ) 病棟、外来、(イ)に規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。
- (キ) がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。なお、自施設で設けることが難しい場合には、国がん拠点病院及び府がん拠点病院等と連携して合同で設けること。

イ 敷地内禁煙等

健康増進法や府受動喫煙防止条例等の規定を踏まえ、敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 診療実績

ア 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- (ア) 院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分）

年間200件以上

- (イ) 悪性腫瘍の手術件数 年間200件以上
- (ウ) がんに係る薬物療法のべ患者数 年間400人以上
- (エ) 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間35人以上

3 研修の実施体制

- (1) 国がん拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。
- (2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。
- (3) (1)のほか、国がん拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。
- (4) 国がん拠点病院等が実施する診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスに積極的に参加すること。
- (5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的の実施することが望ましい。
- (6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。

4 情報の収集提供体制

- (1) がん相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、アからクの体制を確保した上で、当該部門においてアからチまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。

ア 専任のがんに関する相談支援に携わる者を1人以上配置すること。

イ 国がん拠点病院と連携して、院内外のがん患者及びその家族並びに地域

の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

ウ 相談支援について、大阪府がん診療連携協議会や2次医療圏毎のがん診療ネットワーク協議会等の場での協議を行い、国がん拠点病院及び府がん拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。

エ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

(ア) 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。

(イ) 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。

オ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。

カ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。

キ 相談支援センターの支援員は、大阪府の都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。

<相談支援センターの業務>

以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。

ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供

イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供

ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供

エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

オ がん患者の療養生活に関する相談

カ 就労に関する相談（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。）

キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談

ケ HTLV-1 関連疾患であるATLに関する相談

コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援

- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

- ス がんゲノム医療に関する相談
 - セ 希少がんに関する相談
 - ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
 - タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談
 - チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関すること
- ※ 業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

(2) 院内がん登録

- ア がん登録等の推進に関する法律（平成 年法律第 号）第 条第 1 項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成 年厚生労働省告示第 号）に即して院内がん登録を実施すること。
- イ 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。
- ウ 専任の院内がん登録の実務を担う者を 1 人以上配置すること。当該職員は国立がん研究センターが提供する研修で初級認定者の認定を受けていること。また、中級認定者の認定を受けていることが望ましい。なお、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。
- エ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。
- オ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。
- カ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。
- キ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。
- ク 院内がん登録を活用することにより、大阪府の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。

(3) 情報提供・普及啓発

- ア 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホ

ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。

イ 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。

ウ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。

エ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。

5 臨床研究及び調査研究

(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。

(2) 臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。

ア 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法（平成 年法律第 号）に則った体制を整備することが望ましい。

イ 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。

ウ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

エ 臨床研究コーディネーター（CRC）を配置することが望ましい。

オ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。

6 PDCAサイクル

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、以下「Q I」という。の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすることが望ましい。

(2) これらの実施状況につき大阪府がん診療連携協議会や2次医療圏毎のがん診療ネットワーク協議会等において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。

7 医療に係る安全管理

- (1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。
また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。
- (2) 医療に係る安全管理を行う者（以下「医療安全管理者」という。）として(1)に規定する医師に加え、薬剤師や看護師を配置すること。なお、当該薬剤師又は看護師は専任で常勤であることが望ましい。
- (3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。
- (4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。
- (5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。
 - ① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。
 - ② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。
 - ③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。
- (6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。

第3 大阪府がん診療拠点病院（肺がん）の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

ア 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

- (ア) 肺がんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有する（放射線治療については、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有することも可とする。）とともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。
- (イ) 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、大阪府に届け出ること。
- (ウ) 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、

診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング（以下「がん患者カウンセリング」という。）を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。

i （１）のオの（ア）に規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。

（エ） 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。

i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。

ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。

（オ） 肺がんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。）を整備し、活用状況を把握すること。

（カ） がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備する等、実効性のある診療体制を整備すること。

（キ） がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療（自施設で実施している場合）、薬物療法及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。）を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月一回以上開催すること。なお、カンサーボードを開催するに当たっては、以下の点に留意すること。

i キンサーボードには治療法（手術療法、薬物療法、放射線療法等）となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。

ii （ウ）に規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種の参加を必要に応じて求めること。

iii キンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係

者間で共有すること。

- (ク) 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。
- (ケ) 思春期と若年成人（ ）世代（以下「AYA世代」という。）にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。
- (コ) 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。
- (サ) 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。
- (シ) 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。

イ 手術療法の提供体制

- (ア) 術中迅速病理診断が可能な体制を確保することが望ましい。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
- (イ) 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。

ウ 放射線治療の提供体制（自施設で実施している場合）

- (ア) 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。
- (イ) 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
- (ウ) 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。
- (エ) 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。

エ 薬物療法の提供体制

- (ア) (3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を

行うこと。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。

(イ) (3) のアの(イ)に規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。

(ウ) 薬物療法のレジメン(治療内容をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

オ 緩和ケアの提供体制

(ア) (2) のアの(オ)に規定する医師及び(2) のイの(ウ)に規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

(イ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。

(ウ) 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、(ア)に規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。

i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスは週1回以上の頻度で開催することが望ましい。また、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めること。

ii (2) のアの(オ)に規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案することが望ましい。また(2) のアの(オ)に規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。

iii (2) のイの(ウ)に規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。

iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の

処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。

- v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方を緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。また、国ががん拠点病院や地域の医療施設と連携し、さまざまな治療による症状緩和など、患者の症状に応じた緩和ケアを提供する体制を整備することが望ましい。

- (エ) 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」は、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であることが望ましい。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備することが望ましい。

- (オ) 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。

- (カ) 院内の医療従事者と（ア）に規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。

- i （ア）に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。

- ii （ア）に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。

- iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたりとともに緩和ケアの提供体制について（ア）に規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース（医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。）を配置することが望ましい。

- (キ) 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。また、

院内において広く研修を行うとともに、患者や家族に周知しておくことが望ましい。

- (ク) (ア) から (キ) により、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。入院時においては、緩和ケアの提供がなされる旨の資料を配布すること。
- (ケ) かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が (ア) に規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- (コ) 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院（以下「国がん拠点病院」という。）が実施する緩和ケアに関する地域の医療機関等との連携協力体制の整備に協力すること。

カ 地域連携の推進体制

- (ア) 国がん拠点病院又は地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、国がん拠点病院や厚生労働大臣が指定するがんゲノム医療の拠点病院及び連携病院、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。
- (イ) 国がん拠点病院が行う、患者やその家族に対し地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制の整備に協力すること。
- (ウ) 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
- (エ) 国がん拠点病院が行う医療圏内のがん診療に関する情報集約及び情報提供等に協力すること。国がん拠点病院が運営するがん診療連携協議会やネットワーク協議会に積極的に参画し、がん医療の質の向上を図るための検討会や研修等活動への参画、診療実績等のデータ提供などに取り組むこと。
- (オ) がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携することが望ましい。
- (カ) 国がん拠点病院が行う地域連携クリティカルパス（国がん拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）の整備に協力すること。
- (キ) 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での

退院に努め、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。

(ク) 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。

(ケ) 当該医療圏において、国がん拠点病院が、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を設けることに協力すること。

キ セカンドオピニオンの提示体制

(ア) 肺がんについて、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。）を提示する体制を整備すること。

(イ) 患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。

(2) 診療従事者

本要件において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。

ア 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

(ア) 肺がんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

(イ) 放射線診断・治療に関する専門的知識を有する医師を1人以上配置するか、又は他の医療機関から協力を得られる体制を確保すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

(ウ) 専任の専門的な知識及び技能を有する薬物療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。

(エ) 身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医

師を（１）のエの（ア）に規定する緩和ケアチームに、１人以上配置すること。また、専任であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。

精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を（１）のエの（ア）に規定する緩和ケアチームに、１人以上配置すること。

（オ） 専従の病理診断に携わる医師を１人以上配置するか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

イ 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

（ア） 放射線治療を行う場合は、放射線治療に従事する専任の診療放射線技師が１人以上確保されていること。なお、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を１人以上配置すること。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

放射線治療室に専任の常勤看護師を１人以上配置することが望ましい。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

（イ） 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を１人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

（３）のアの（イ）に規定する外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を１人以上配置すること。また、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

（ウ） （１）のエの（ア）に規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を１人以上配置すること。また、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。

（１）のエの（ア）に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ１人以上配置することが望ましい。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該医療心理に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福

社士等であることが望ましい。

- (エ) 自施設で病理診断を行う場合は、細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

ウ その他

- (ア) がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置することが望ましい。
- (イ) 大阪府がん診療拠点病院（肺がん）の長は、当該病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数（放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

ア 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

- (ア) 放射線治療を行う場合は、放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。
- (イ) 外来化学療法室を設置すること。
- (ウ) 集中治療室を設置することが望ましい。
- (エ) 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置することが望ましい。
- (オ) 病棟、外来、(イ)に規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。
- (カ) がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。なお、自施設で設けることが難しい場合には、国がん拠点病院及び府がん拠点病院等と連携して合同で設けること。

イ 敷地内禁煙等

健康増進法や府受動喫煙防止条例等の規定を踏まえ、敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 診療実績

ア 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- (ア) 肺がんに係る院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分） 年間150件以上
- (イ) 肺がんの手術件数 年間100件以上
- (ウ) 肺がんに係る薬物療法のべ患者数 年間250人以上
- (エ) 緩和ケアチームの肺がんに係る新規介入患者数 年間35人以上

3 研修の実施体制

- (1) 国がん拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。
- (2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。
- (3) (1)のほか、国がん拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。
- (4) 国がん拠点病院等が実施する診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスに積極的に参加すること。
- (5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施することが望ましい。
- (6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。

4 情報の収集提供体制

(1) がん相談支援センター

相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、アからクの体制を確保した上で、当該部門においてアからチまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場

所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。

ア 専任のがんに関する相談支援に携わる者を1人以上配置すること。

イ 国がん拠点病院と連携して、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

ウ 相談支援について、大阪府がん診療連携協議会や2次医療圏毎のがん診療ネットワーク協議会等の場での協議を行い、国がん拠点病院及び府がん拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。

エ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

(ア) 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。

(イ) 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。

オ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。

カ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。

キ 相談支援センターの支援員は、大阪府の都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。

<相談支援センターの業務>

以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。

ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供

イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供

ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供

エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

オ がん患者の療養生活に関する相談

カ 就労に関する相談（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。）

キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

- ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談
- ケ H T L V－1 関連疾患であるA T Lに関する相談
- コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

- ス がんゲノム医療に関する相談
 - セ 希少がんに関する相談
 - ソ A Y A世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
 - タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談
 - チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関すること
- ※ 業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

(2) 院内がん登録

- ア がん登録等の推進に関する法律（平成 年法律第 号）第 条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成 年厚生労働省告示第 号）に即して院内がん登録を実施すること。
- イ 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。
- ウ 専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。当該職員は国立がん研究センターが提供する研修で初級認定者の認定を受けていること。また、中級認定者の認定を受けていることが望ましい。なお、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。
- エ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。
- オ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。
- カ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。
- キ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。

ク 院内がん登録を活用することにより、大阪府の実施するがん対策等に必要情報を提供すること。

(3) 情報提供・普及啓発

ア がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援について、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。

イ 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。

ウ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。

エ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。

5 臨床研究及び調査研究

(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。

(2) 臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。

ア 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法（平成 年法律 第 号）に則った体制を整備することが望ましい。

イ 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。

ウ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

エ 臨床研究コーディネーター（CRC）を配置することが望ましい。

オ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。

6 PDCAサイクル

(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、以下「Q1」という。の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすることが望ましい。

(2) これらの実施状況につき大阪府がん診療連携協議会や2次医療圏毎のがん診療ネットワーク協議会等において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域

に対してわかりやすく広報すること。

7 医療に係る安全管理

- (1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。
また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。
- (2) 医療に係る安全管理を行う者（以下「医療安全管理者」という。）として(1)に規定する医師に加え、薬剤師や看護師を配置すること。なお、当該薬剤師又は看護師は専任で常勤であることが望ましい。
- (3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。
- (4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。
- (5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。
 - ① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織（倫理審査委員会、薬事委員会等）を設置し、病院として事前に検討を行うこと。
 - ② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。
 - ③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。
- (6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。